

1 January

1月8日(土)	冬季休業終了
1月11日(火)	授業開始
1月11日(火)~12日(水)	4年次生成績表交付・再試験手続[教]**1
1月11日(火)~25日(火)	平成23年度転部(第一部・二部間)・転科選考出願期間[入]
1月13日(木)	平成22年度第2回公認サークル連絡会[学]
1月14日(金)	準公認サークル・新規登録サークル説明会[学]
1月15日(土)	平成22年度 法学部資格試験合格者褒賞授与式[研]
1月17日(月)	後学期授業終了(1~3年次生)[教]
1月18日(火)~2月4日(金)	学年末試験(1~3年次生)／卒業追・再試験(4年次生)[教]
1月24日(月)	日本学生支援機構奨学金 継続手続期限[学]
1月31日(月)	ゼミナール論文提出締切日[教]**2

2 February

2月5日(土)	春季休業開始 定期無料法律相談会[研]
2月8日(火)	学年末(含む卒業追・再)試験予備日[教] 法科大学院適性試験対策講座説明会[研]
2月15日(火)	合同企業研究会・就職セミナー(東京国際フォーラム)[就]
2月21日(月)~2月25日(金)	追試験(1~3年次生)[教]
2月28日(月)~3月14日(月)	第40回ヨーロッパ研修旅行[学]

3 March

3月5日(土)	定期無料法律相談会[研]
3月11日(金)	平成22年度 学内学会・研究所合同研究会[研]
3月12日(土)	平成23年度転部(第一部・二部間)・転科選考合格発表[入]
3月25日(金)	日本大学卒業式・学位記伝達式・卒業記念祝賀会[庶]

〈学位記伝達式の終了後、卒業記念祝賀会をホテルグランドパレスにて盛大に行います。(事前申込制)〉
伝達式とはまた違うリラックスした雰囲気の中、学生生活最後の締めくくりとして御参加ください。

※1 卒業試験の成績表を教務課窓口にて交付します。併せて再試験の申込みを受け付けます。

※2 第一部17:00まで。第二部19:00まで。提出期限を過ぎたものは、理由の如何を問わず受理しません。

各項目についての不明点等は、各担当部署にお問い合わせください。また、略字は次の通り。[庶]庶務課 [教]教務課[入]入学センター [学]学生課[研]研究事務課[就]就職指導課 ※日時や詳細が決まり次第、掲示板およびホームページにてお知らせします。



日本大学法学部
Journal Vol.2

日本大学法学部 学生満足度調査2010

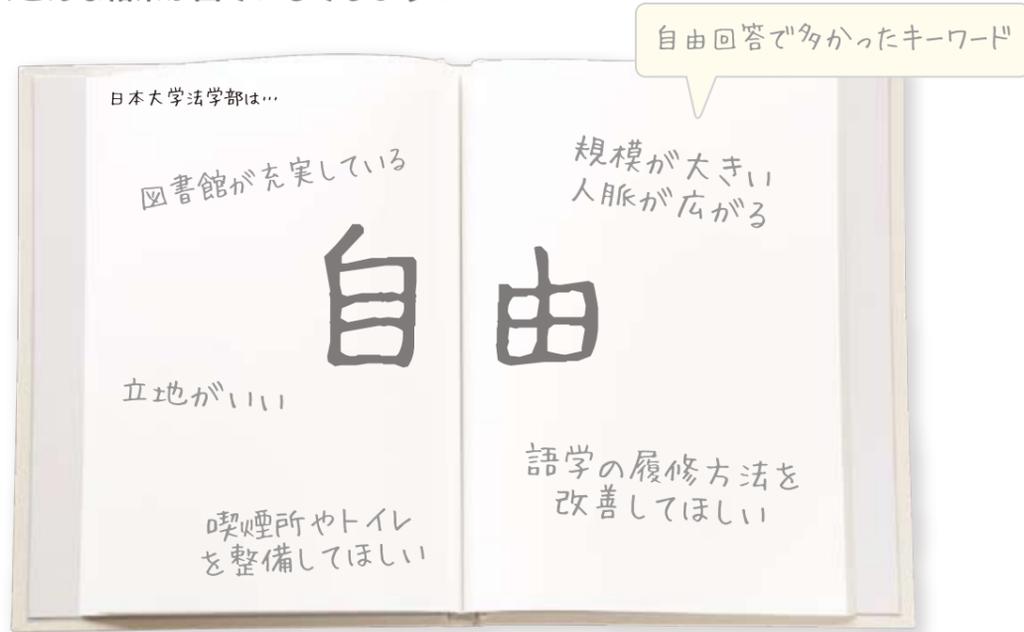
ISSUE 1

2010年3月、法学部の全学生を対象にアンケート調査を行いました。

その集計結果を、前後半の2回に分けてお伝えしていきます。

第1回は、法学部に対する満足度や達成度を中心に。

さあ、どんな結果が出ているでしょう？

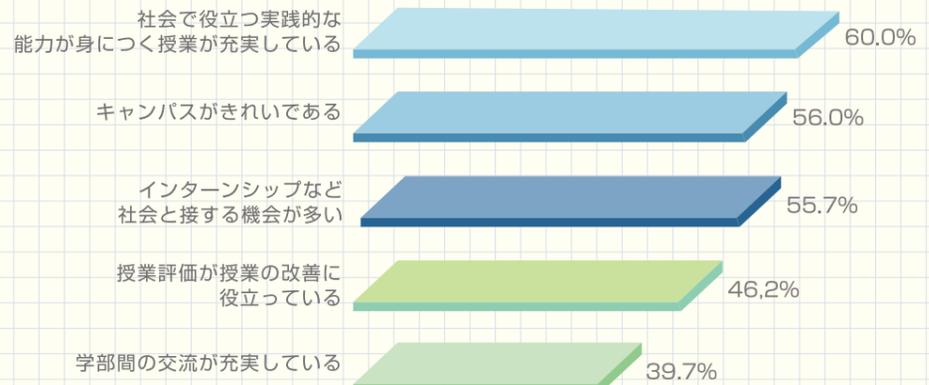


日本大学法学部生5,323人に聞いた 日本大学法学部のどこを評価していますか？

○ 評価の高い項目

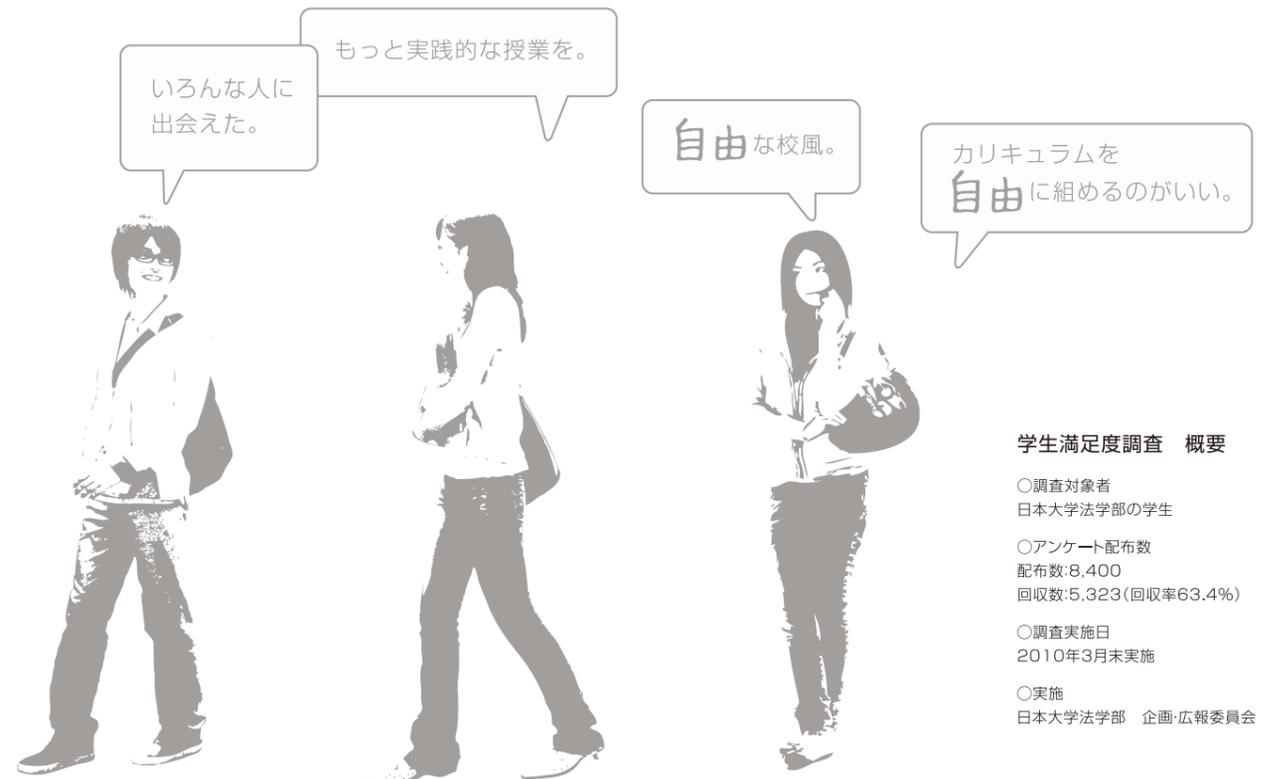


○ 評価の低い項目



授業・研究内容、就職支援制度、図書館の充実、教員の質の高さがアンケート結果に表れています。一方で、実践的な授業や、社会と接する機会が少ないと考える学生が多いことも明らかになりました。

※数値は「満足している」と「まあ満足している」の合計です。

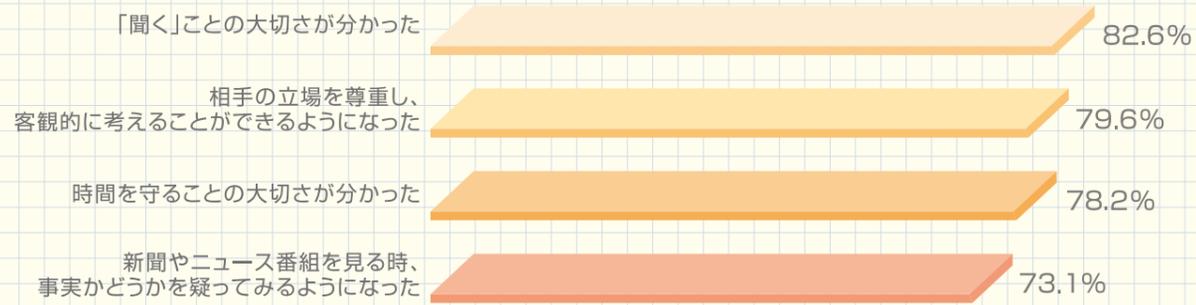


学生満足度調査 概要

- 調査対象者
日本大学法学部の学生
- アンケート配布数
配布数:8,400
回収数:5,323(回収率63.4%)
- 調査実施日
2010年3月末実施
- 実施
日本大学法学部 企画・広報委員会

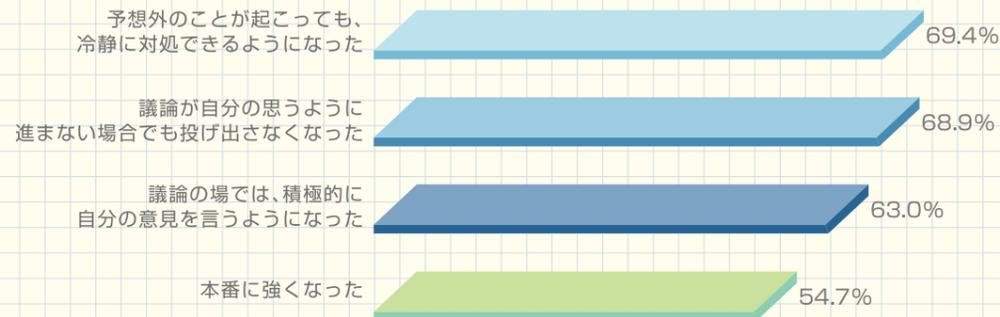
日本大学法学部でどんなことが身に付きましたか？

○ 実現度の高い項目

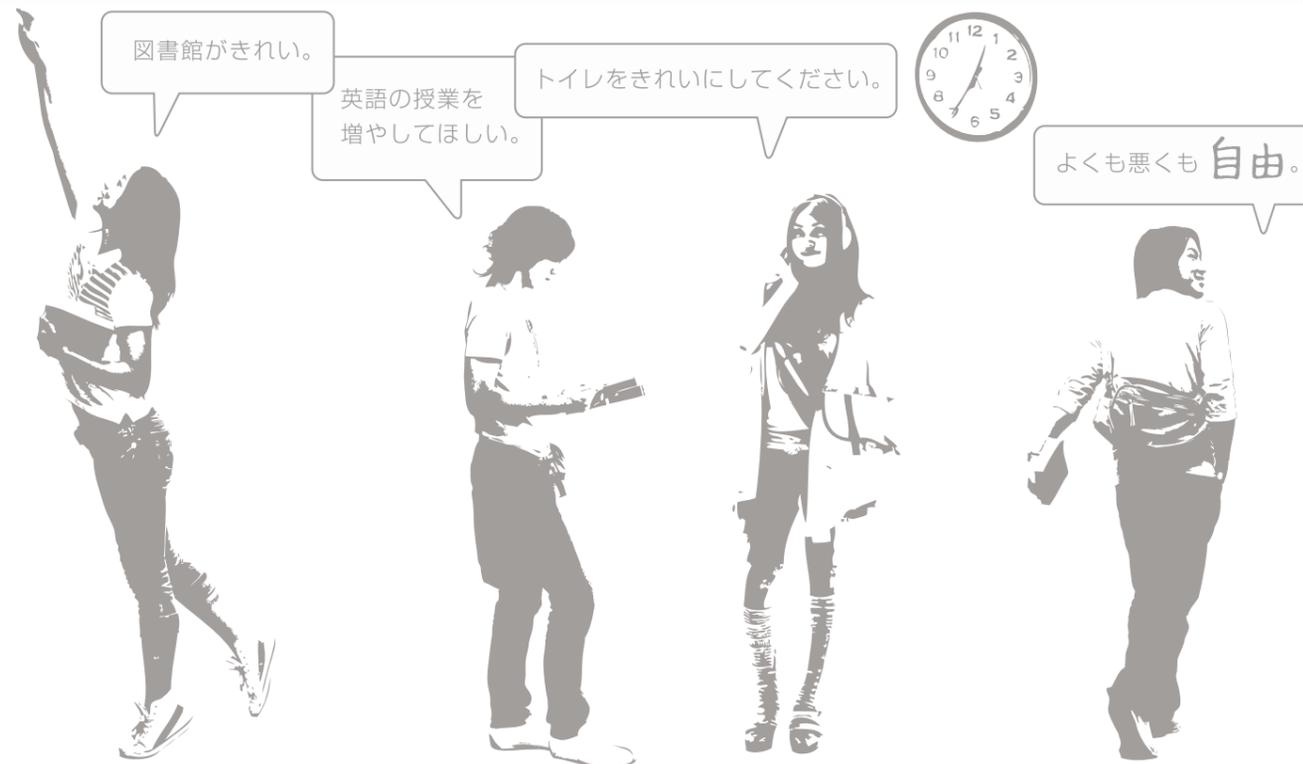


他者の尊重や傾聴など客観的に理解しようとする姿勢や、メディアリテラシーの向上が実感されているようです。自分の意見を述べて議論する力、積極性、不測の事態への対応能力などは、まだ足りていないと感じている学生が多いようです。

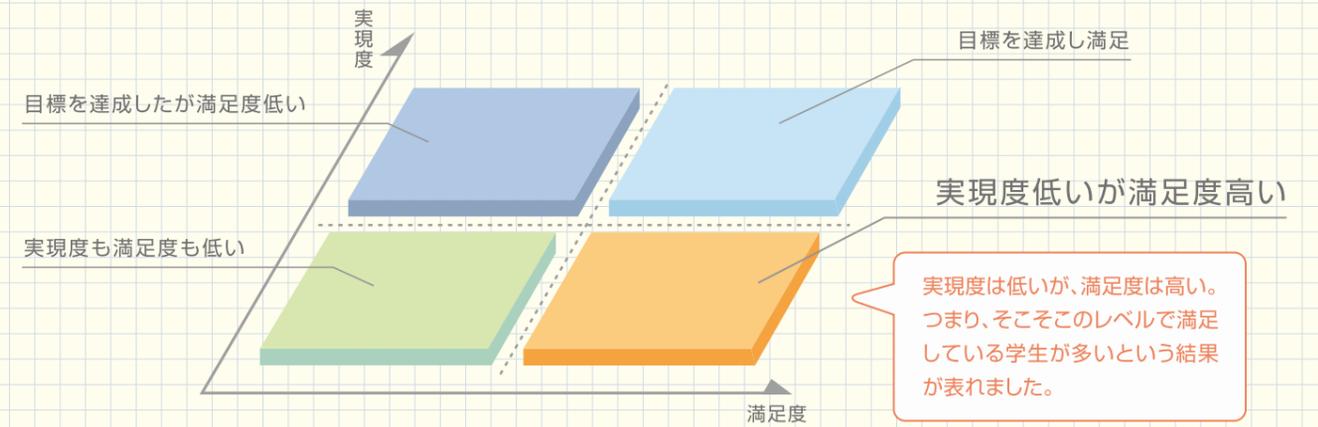
○ 実現度の低い項目



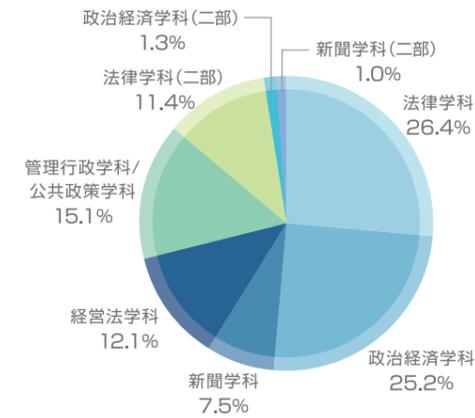
※数値は「かなりあてはまる」と「ややあてはまる」の合計です。



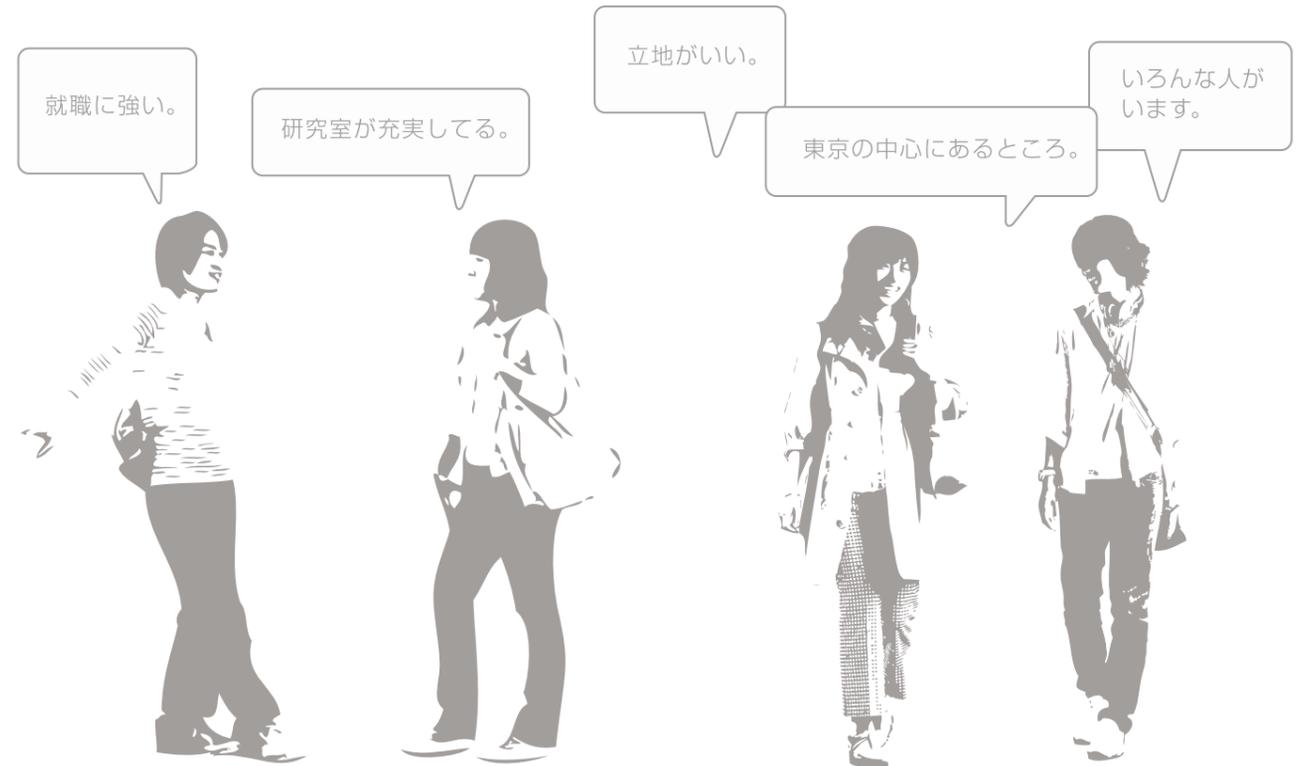
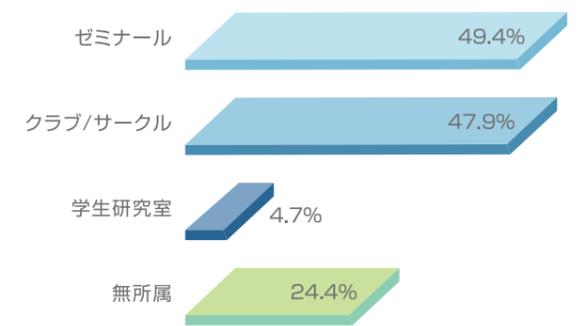
満足度と実現度のバランスは？



回答者の所属学科 (n=5,323)



回答者の所属(学科以外) (n=5,213)



学生にとって本当に価値のある教育環境をつくるために

企画・広報委員会
児玉直起 教授



法学部の現状を把握するための「学生満足度調査」

今回の「学生満足度調査」は、日本大学法学部の教育環境を改善していくにあたり、学部現状を正確に認識するために実施しました。『教学改革』をテーマに、普段はなかなか聞けない学生の本音に耳を傾け、法学部の状況をプラス面もマイナス面も含めてトータルに把握しうるアンケートになったと思います。調査対象は、法学部の全学生約8,400人。これほど大きな規模の調査は本学部では前例がありません。

満足度は高いが、達成感は低いという結果

満足度は高いけれども、達成感は低めという結果が出ていたのが特徴的です。これは言い換えると、期待以上でも以下でもないということ。学生の自由回答のなかには、学部の自由な気風を評価する声が多くある一方で、もっと厳しく接して欲しいという意見もありました。就活でのグループディスカッション等で力を発揮できるよう鍛えて欲しいと。学生にもっと期待してもらうためにどう大学を変えていくべきか、同時に、高いレベルを求める学生のために、その期待に応えられる環境をどう整えていくか。教員と学生が活発に意見を交わせるような双方向的な授業を取り入れたり、学生相互で意見交換できる少人数教育の導入などを、検討しているところです。

「自由」と「手ごたえ」のバランス

双方向的な教育や学問レベルの底上げは、法学部の特長の一つである「自由」を減らすことにつながるかもしれません。しかし学問の「手ごたえ」や「達成感」は、未来の「自由」を手に入れる土台となるものです。両者のバランスを考えながら、日本大学法学部が、学生たちにもっと期待してもらえる大学になるように改革を進めていきたいと考えています。

面白い先生がいます。

人との交流。



「自由」を使いこなす

「自由」を価値あるものにするには、みずから判断し、責任を持って行動することが求められます。今回の調査結果には、大学生として、自由を使いこなせている学生と、そうでない学生がいることが見え隠れしています。

自分の不得意な分野や、未知の領域へ挑戦する「自由」もあることに気づけば、大きな達成感へ一歩踏み出したこととなります。

「自由」をどう使いこなすか。

自分の世界を広げるチャンスは、すぐ身の回りにあるかもしれませんよ。

裁判員裁判を体験する

衆議院議員の選挙権を持つ人なら、誰もが選出される可能性がある裁判員制度。法学部の学生として、また一般市民として、本制度とどう向き合えばいいのだろう。まずは、実際に裁判所まで赴き傍聴することで、テレビや新聞の報道では分からない現実を目の当たりにしてみよう。今回の傍聴には船山泰範教授をガイド役に、吉河大樹さん(経営法学科1年)と小塚理沙さん(公共政策学科2年)が参加。二人は初めての傍聴で、何を感じ、どう考えたのか。





某月某日、東京地方裁判所へ。 「緊張する」と小塚さんが小声でつぶやいた

イギリスやアメリカなどの陪審制^{*1}とは違う。フランスやドイツなどの参審制^{*2}とも異なる。日本独自の裁判員制度による公判が実施されてから、もうすでに一年半余りが経つ。

「裁判員制度が始まって大きく変わった点は、まず、以前に比べ傍聴を希望する人が飛躍的に増えたことが挙げられます」と、船山教授。



東京地方裁判所での取材当日、早めに到着したのが幸い、裁判員裁判が行われる法廷の前にまだ行列はできていなかった。開廷の時間を静かに待っていると、傍聴を希望する人が次第に集まりだし、行列を少

しずつ長くしていく。「緊張する」と、今回傍聴に参加してくれた小塚さんが小さな声でつぶやいた。

法廷のドアが開く。傍聴席に腰を沈める。すでに検察官3名と弁護士2名は着席していた。刑務官に伴われ目の前を横切っていく被告人。ジャージ姿ではない、Yシャツにネクタイの格好が目を引く。裁判員の入廷



前に被告人の手錠と腰縄を外すのは、裁判員に予断を抱かせないようにするための配慮だという。

女性の裁判長を先頭に、裁判官2名、裁判員6名が続く。裁判員は、男性2名、女性4名の構成だ。起立の号令がかかり、いよいよ公判が始まった。



法学部2号館にある模擬法廷教室。

^{*1}陪審制は、起訴事実の認定は陪審員のみが行い、法解釈と量刑は裁判官のみが担う。裁判員制度は、裁判官とともに起訴事実の認定だけでなく、量刑まで行う。
^{*2}参審制は、裁判員制度と同様に裁判官との合議体を形成する。参審制の特徴は、任期制。裁判員制度のように事件ごとに選出される方式ではない。



検察側の主張と、弁護側の弁論と。 「裁判員になったら迷うだろうな」と小塚さん

今回の事件は、強盗致傷、事後強盗。ちなみに事後強盗とは、窃盗犯人が逮捕を免れる目的などで暴行や脅迫を行うこと。起訴事実には弁護士と被告人とともに認めているが、犯行状況については検察側と弁護側の見解が異なっていた。検察側は包丁を突き出したと主張し、弁護側は脅すために包丁を見せただけだと反論する。

裁判員制度が導入されて、法廷内の風景が一変した。その象徴は、傍聴人のために設置された大型ディスプレイだろう。コミュニケーションの方法も、大きく様変わりした。検察官は裁判官や裁判員に向かって語りかけるように論を展開し、弁護人は自

分の席を離れ裁判員のそばで最終弁論を締めくくった。

「事実を淡々と積み重ねていく検察側の主張に、より説得力を感じました。一方、弁護



側は段取りの悪さを感じさせるシーンが時々見受けられました」と、吉河さん。

小塚さんは裁判員の視点で法廷でのやりとりを見つめていたようだ。「検察官の論告を聞いている時と、弁護人の弁論を聞いている時で、被告人のイメージが私の中で大きく変わっていくことが印象的でした。実際に裁判員になったら、迷うだろうなあ、と思いました」

懲役10年の検察側の求刑に対して、弁護側は懲役5年を主張。最後に被告人が中央の証言台に歩み寄り、被害者の方に謝罪の言葉を述べ、閉廷となった。



小塚理沙さん(公共政策学科2年)



初めての裁判所。初めての傍聴。 「将来、この経験を生かしたい」と吉河さん

今回、傍聴した公判は、検察側の論告、弁護側の弁論、被告人の最終陳述といった流れで展開した。現実と向き合う、1時間余りの体験だった。

「特に難しい専門用語もなく、事件の様子がリアルに再現されていく感じで、内容は理解しやすかったです。正直、傍聴する前は私にとって裁判員制度はどこか遠い存在でした。ただ、今回、私と年齢が同じぐらいの女性の裁判員の方を見て、他人事ではない

と感じました」と、小塚さん。

一方、吉河さんは被告人の表情が時間を追うごとに陰しくなっていく様子に、これは生々しい現実の裁判なんだと実感したという。「これまで法廷は、映画やテレビドラマなどのフィクションでしか知らない世界でしたから。今回の体験を、将来、自分が裁判員に選ばれたときに生かしていきたいと思います」



吉河大樹さん(経営法学科1年)



船山教授は裁判員制度を評価する一方、「課題が浮き彫りになった」と同時に指摘する



取材当日の午前中、船山教授は小学校の6年生を連れて、裁判員裁判の傍聴を行ったという。

「閉廷した後、子供たちの希望を聞き入れてくれて、裁判長が質問に答える時間を設けてくれました。もちろん、当初の予定にはなかったことです。裁判所も変わりつつあると実感しました」

船山教授は、今回導入された裁判員制度が閉塞気味だった刑事裁判の法廷に新しい風を吹き込んだと評価する。同時に、課題が浮かび上がってきたことも指摘する。

「たとえば、裁判員裁判の対象事件は、殺人や強盗致傷などの重大な犯罪に限定されています。対象事件から法定刑の上限に死刑と無期懲役が含まれる事件を外せば、裁判員の心の負担は大きく軽減されると思います」

裁判員制度は2009年5月の施行から3年経ったら見直し

が予定されている。私たち一人ひとりが自分たちの問題として裁判員制度の在り方を考えることで、よりよい制度へと進化を遂げていこう。



小学校で行われた模擬法廷の様子。船山教授は裁判員裁判への認識を深めてもらうため学外でも積極的な活動を行っている。

はじめての傍聴 Q&A

公判は連日して行われること。裁判の多くは3日間で終了すること。裁判員の負担をできるだけ抑えるための配慮は、傍聴のしやすさにもつながっている。時間が許すならば、ポイントをメモにとりながら初公判から判決までのすべてのプロセスを傍聴してみたい。

Q. 裁判の傍聴って、申し込みが必要なの？

A. 刑事裁判の傍聴は、基本的に申し込みは不要。ただ、裁判員制度がスタートしてから世間の関心が高まり傍聴希望者が増加しているにもかかわらず、傍聴席の数は多くない。先着順なので、早めのお出掛けを。満席になった場合、立ち見はNGのため、その裁判の傍聴は諦めなければならない。また、マスコミで注目されているような裁判では、傍聴を希望する人が多いため抽選になることもあるので注意を。

- 新規／第1回公判。人定質問や起訴状朗読、冒頭陳述などが行われる。
- 審理／証人尋問や被告人質問、論告求刑、最終弁論などが行われる。
- 判決／判決書が読みあげられる。

Q. 傍聴するにあたって、気をつけることは？

- A. 法廷は被告人や被害者の一生を左右する場。関係者の気持ちを逆なですることなく、また裁判の進行を妨げることがないように、傍聴するには良識あるマナーが必要だ。
- ビデオカメラ、カメラ、テープレコーダーなどの記録メディアは法廷に持ち込むことができない。
 - 携帯電話の電源は切っておこう。
 - 奇抜な格好は避け、品位を保つ服装を心がけよう。
 - 法廷の中では帽子は脱ごう。
 - 裁判の始めと終わりには、立って軽く会釈をしよう。

参考文献：「図解雑学 裁判員法」(船山泰範・平野節子共著／ナツメ社)



東京地方裁判所

首都を管轄する、日本最大級の裁判所。当施設は、地方裁判所をはじめ、高等裁判所、日本で唯一の知的財産高等裁判所を抱えている。なお、法学部からは公共交通機関を使えば20分程度で行けるのでぜひ訪れてみよう。

- 所在地／東京都千代田区霞が関1-1-4
- 電話／(03)3581-5411(代表)
- アクセス／地下鉄東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から徒歩約1分、地下鉄東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から徒歩約3分
- URL／<http://www.courts.go.jp/tokyo/>

模擬裁判の意義

裁判員裁判が始まったことにより、一般の人々にとっても法というものが増えてきた。法とは社会秩序を維持するための規範であり、法を知るということとはすなわち世の中のありようを知ることにつながる。そういった意味では、法律家を目指す者だけでなく、多くの人が法について知ることは大変意義深いといえるだろう。船山教授は、法の実際に触れることによって法的なものの考え方や法

の精神を身につけることを「法育」と呼び、模擬裁判などを通して「法育」を行っている。法桜祭やオープンキャンパスにおける模擬裁判は、25年間にわたり続いている。また、学外でも模擬裁判を実施したり、模擬裁判の指導や講演・講義を行うなど、小・中学生から社会人まで幅広い層を対象に「法育」を進めている。

法学部に在籍しているすべての人が裁判官、検察官、弁護士といった法律家になるために学んでいるわけではない。しかし、法を学び、理解を深めることによって、自ら主体的に考え、公正に判断し、行動できる力が養われる。今一度、自分が法を学ぶ意義について見つめ直してみるのはいかがでしょうか。



オープンキャンパスでの模擬裁判の様子。



日大二中の生徒を対象に行われた模擬裁判。裁判に見入り、熱心にメモを取る生徒の姿も見られた。